

中小企業診断士試験に係る第1次試験における科目免除者に対する受験手数料の割り引き及び第2次試験における筆記試験と口述試験の受験手数料の分割に関する検討結果について

1. 第1次試験の科目免除者に対する受験手数料の割り引きについて

(1) 検討結果の概要

第1次試験においては、全科目（7科目）受験者が全受験申込者の割合が高いこと等から、科目免除者に対する受験手数料の割引措置を導入した場合、受験申込者全体の7割強の者は割高な受験手数料になると試算されるため、より多くの受験申込者に対して受験手数料の軽減を図ることが有益であることから、全受験申込者一律の受験手数料（13,000円）が適当である。

(2) 受験科目数ごとの負担増減について

- ① 第1次試験における科目免除者は、受験申込者全体の38.5%であり、61.5%は全科目（7科目）受験者である。

（平成21年度～平成23年度の受験科目数ごとの受験者構成）

7科目受験者	61.51%	38.5%
6科目受験者(1科目免除者)	11.74%	
5科目受験者(2科目免除者)	9.73%	
4科目受験者(3科目免除者)	8.56%	
3科目受験者(4科目免除者)	5.52%	
2科目受験者(5科目免除者)	2.44%	
1科目受験者(6科目免除者)	0.50%	

- ② 科目免除者に対する割り引きの対象となる経費は、試験問題及び解答用紙の印刷費並びに採点費であり、その金額は受験申込者1人・1科目当たり168円と試算される。なお、他の経費は分離困難な経費である。

他方、割引措置を講じる場合には、新たに電算処理費用及び申請免除科目数に応じた払い込み受験手数料の照合確認に要する事務費用が発生し、その金額は受験申込者1人当たり227円と試算される。

- ③ この結果、全科目受験者及び1科目免除者では受験手数料が増額になると試算され、受験手数料が軽減されるのは2科目以上の科目免除者（受験申込者全体の27%）に限定されるため、受験申込者の73%は13,000円の受験手数料よりも割高な受験手数料とならざるを得ない。

（受験科目数に応じた受験申込者の負担増減額）

$$\begin{array}{lcl} \text{7科目受験者} & 227\text{円} & = 227\text{円} \\ \text{6科目受験者} & 227\text{円} - (168\text{円} \times 1\text{科目}) = & 59\text{円} \end{array} \quad \left. \right\} 73\%$$

5科目受験者	$227円 - (168円 \times 2\text{科目}) = ▲109円$	} 27%
4科目受験者	$227円 - (168円 \times 3\text{科目}) = ▲277円$	
3科目受験者	$227円 - (168円 \times 4\text{科目}) = ▲445円$	
2科目受験者	$227円 - (168円 \times 5\text{科目}) = ▲613円$	
1科目受験者	$227円 - (168円 \times 6\text{科目}) = ▲781円$	

2. 第2次試験に係る筆記試験と口述試験の受験手数料の分割について

(1) 検討結果の概要

第2次試験の筆記試験と口述試験（筆記試験で一定以上の得点を得た者が対象）の受験手数料を分割した場合、受験者が合格するまでに負担する受験手数料は30,700円と試算され、現行受験手数料（17,200円）を大幅に上回る金額になることから、受験者の費用負担等を勘案すれば、筆記試験と口述試験の受験手数料分割は適当ではない。

(2) 口述試験に係る経費について

① 現行受験手数料（17,200円）は、筆記試験に係る経費と口述試験に係る経費が含まれている。

② この受験手数料を筆記試験と口述試験に分割し、口述試験に係る経費を口述試験受験者のみで負担するとした場合の受験手数料の試算は次のとおりである。

・口述試験に係る経費額	14. 1百万円
受験手数料	16, 600円／人
・筆記試験に係る経費額	65. 1百万円
受験手数料	14, 100円／人
・合計受験手数料	30, 700円／人

（注）筆記試験に係る経費には分割が困難な共通経費を含む。

③ 口述試験の受験手数料は、筆記試験の受験者の一部が口述試験の対象者であることから上記②に掲げる金額となり、この結果、第2試験の合格までに要する受験手数料は30,700円に増加し、筆記試験と口述試験を分離しない場合の受験手数料17,200円に比べ、約8割の負担増となる。

④ 口述試験は、筆記試験の得点上位者の一定数に対して行うものではなく、筆記試験で一定基準以上の得点を得た者に対して行うものであり、筆記試験受験者のすべてが口述試験を受ける可能性を有することから、受験者の負担増加の回避及び効率的な試験事務運営を考慮すれば、筆記試験で一定基準以上の得点を得た者のみを対象にした口述試験の実施は妥当である。